

特許等外国出願に係る費用の一部を助成します！

～中小企業等外国出願支援事業のご案内～

1 対象者

- 山梨県内に事業所を置く中小企業およびグループ、個人事業者
- 地域団体商標出願については、事業協同組合等、商工会、商工会議所、NPO 法人

2 助成事業の内容

(1) 助成対象経費（助成率 1 / 2 以内）

- 1 企業に対する上限額：300 万円（複数案件の場合）
- 案件ごとの上限額：特許 150 万円以内
実用新案、意匠、商標 60 万円以内
冒認対策商標 30 万円以内

(2) 対象となる経費

外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用

(3) 助成対象となる出願

申請書提出時点において日本国特許庁の出願を行っている案件（PCT 出願含む）であって、交付決定日以降、平成30年1月末日までに外国特許庁への出願または指定国への国内移行が完了するものに限ります。

(4) 事業採択について

審査員会での審査を経て決定します。

(5) 募集期間

平成29年5月15日（月）～6月20日（火）

3 申請書類

やまなし産業支援機構ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.yiso.or.jp/subsidy/patent.html>

問い合わせ・申し込み先

〒400-0055 山梨県甲府市大津町 2192-8 アイメッセ山梨 3F

公益財団法人やまなし産業支援機構 新産業創造部 新市場開拓課

Tel:055-243-1888 FAX:055-243-1885 E-mail : info@yiso.or.jp